

資料 1

「杉並区総合計画(10年プラン)」  
改定案

[平成 27 ~ 33 年度]

## 「総合計画」・「実行計画」改定について

区では、杉並区の将来像と目標を描いた「杉並区基本構想（10年ビジョン）」の実現のための道筋として、平成24年3月に「杉並区総合計画（10年プラン）」【計画期間：平成24～33年度】と「杉並区実行計画（3年プログラム）」【計画期間：平成24～26年度】を策定しました。

その後、計画事業の推進に努めてきたところですが、区政を取り巻く社会経済状況の変化や、計画策定後の新たな課題などへの対応を図るために、両計画を改定します。

### (1) 杉並区総合計画【10年プラン】

総合計画は、基本構想を実現するための具体的な道筋となる10年間（平成24～33年度）の計画です。（今回の改定で7年間（平成27～33年度）の計画となります。）

基本構想が示す「10年後の将来像」の実現に向けた5つの目標に沿った「施策」、施策展開を支える「協働推進基本方針」及び「行財政改革基本方針」をもって構成する総合的な計画です。

### (2) 杉並区実行計画【3年プログラム】

実行計画は、総合計画で示す施策を構成する計画事業の取組を明示する、財政の裏付けを持つ3年間（平成27～29年度）の計画です。

計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費（ ）を明らかにします。

所要経費は計画上の見込額であり、各年度の予算で確定させていきます。

### (3) 杉並区協働推進計画

協働推進計画は、「協働推進基本方針」に基づく具体的な取組のうち、主要なものについての3年間（平成27～29年度）の計画です。

### (4) 杉並区行財政改革推進計画

行財政改革推進計画は、「行財政改革基本方針」に基づく取組を明示する3年間（平成27～29年度）の計画です。

**基本構想【10年ビジョン】**  
区の最上位の計画、区政運営の指針

**総合計画【10年プラン】**  
基本構想実現の具体的な道筋となる計画

**実行計画【3年プログラム】**  
財政の裏付けを持つ3か年計画

**協働推進計画**  
行財政改革推進計画

**各年度の予算**

# 「総合計画」・「実行計画」の計画事業総括表

| 目 標                 | 施 策                    | 事業数 |
|---------------------|------------------------|-----|
| 1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち | 災害に強い防災まちづくり           | 7   |
|                     | 減災の視点に立った防災対策の推進       | 5   |
|                     | 安全・安心の地域社会づくり          | 8   |
| 2 暮らしやすく快適で魅力あるまち   | 利便性の高い快適な都市基盤の整備       | 8   |
|                     | 良好な住環境の整備              | 3   |
|                     | 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり    | 5   |
|                     | 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興  | 4   |
| 3 みどり豊かな環境にやさしいまち   | 水とみどりのネットワークの形成        | 10  |
|                     | 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり    | 3   |
|                     | ごみの減量と資源化の推進           | 3   |
| 4 健康長寿と支えあいのまち      | いきいきと暮らせる健康づくり         | 4   |
|                     | 地域医療体制の充実              | 4   |
|                     | 高齢者の社会参加の支援            | 2   |
|                     | 高齢者の地域包括ケアの推進          | 5   |
|                     | 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備     | 3   |
|                     | 障害者の社会参加と就労機会の充実       | 3   |
|                     | 障害者の地域生活支援の充実          | 4   |
|                     | 地域福祉の充実                | 3   |
| 5 人を育み共につながる心豊かなまち  | 地域における子育て支援の推進         | 2   |
|                     | 妊娠・出産期の支援の充実           | 2   |
|                     | 子育てセーフティネットの充実         | 2   |
|                     | 就学前における教育・保育の充実        | 2   |
|                     | 障害児支援の充実               | 2   |
|                     | 子ども・青少年の育成支援の充実        | 5   |
|                     | 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進      | 7   |
|                     | 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進    | 4   |
|                     | 学校教育環境の整備・充実           | 4   |
|                     | 地域と共にある学校づくり           | 3   |
|                     | 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり | 5   |
|                     | 文化・芸術の振興               | 3   |
|                     | 交流と平和、男女共同参画の推進        | 4   |
|                     | 地域住民活動の支援と地域人材の育成      | 4   |
| 合 計                 |                        | 133 |

# 目標別 施策・事業体系

## 目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

### 1 災害に強い防災まちづくり

- 耐震改修の促進
- 震災救援所周辺等の不燃化促進
- 木造密集地域の解消対策の推進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 雨水流出抑制対策の推進
- 水防情報システムの改修
- 新 水害多発地域対策の推進
- (仮称)下高井戸公園の整備
- 馬橋公園の整備
- 都市計画高井戸公園の整備促進

### 2 減災の視点に立った防災対策の推進

- 地域防災力の向上
- 防災施設の機能強化
- 自治体間連携による防災対策の推進
- 新 帰宅困難者対策の推進
- 新 ICTを活用した災害情報の収集と発信
- 災害時要配慮者支援の充実
- 災害時医療体制の充実
- 防災教育の充実

### 3 安全・安心な地域社会づくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 暴力団排除の推進
- 消費者被害防止の強化
- 自転車安全利用の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備
- 民有灯の整備・助成
- (仮称)天沼三丁目複合施設の整備

## 目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

### 4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

- 鉄道連続立体交差の推進
- 都市計画道路の整備
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 生活道路等の整備
- 自転車駐車場の整備
- 都市基盤情報の整備
- 新たな地域交通の整備
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進

### 5 良好な住環境の整備

- 住宅施策の総合的な推進
- まちづくり活動の支援
- 地区計画等によるまちづくりの推進

### 6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 多心型まちづくりの推進
- 景観まちづくりの推進
- 新 杉並らしさを活かした観光事業の推進
- アニメの振興とにぎわいの創出
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- 文化・芸術を活かしたまちの魅力づくり

### 7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- 都市型農業の支援
- 中小企業の支援
- 若者等の就労支援
- 杉並らしさを活かした観光事業の推進
- アニメの振興とにぎわいの創出
- (仮称)天沼三丁目複合施設の整備

## 目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

### 8 水とみどりのネットワークの形成

- 憩いの水辺創出
- みどりの保全
- みどりの創出
- みどりの育成
- みどりの協働推進
- (仮称)下高井戸公園の整備
- 新 馬橋公園の整備
- 都市計画高井戸公園の整備促進
- 新 (仮称)荻外荘公園の整備
- 身近な公園の整備

### 9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり

- 新 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進
- 新 魅力ある快適な生活環境の確保
- 環境学習の推進
- 街路灯の整備

### 10 ごみの減量と資源化の推進

- ごみの減量運動の推進
- 資源化の推進
- ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

## 目標4 健康長寿と支えあいのまち

### 11 いきいきと暮らせる健康づくり

- 区民健康づくりの推進
- 生活習慣病予防対策の推進
- がん対策の推進
- 新 「心の健康づくり」の推進
- スポーツを支える環境づくり

### 12 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 新 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進

### 13 高齢者の社会参加の支援

- 新 高齢者のいきがい活動の推進
- 長寿応援ポイント事業の推進

### 14 高齢者の地域包括ケアの推進

- 新 地域包括支援センターの機能強化
- 新 認知症対策の充実
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援事業の充実
- 新 (仮称)天沼三丁目複合施設の整備
- 在宅医療体制の充実

### 15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

- 特別養護老人ホーム等の整備
- 認知症高齢者グループホーム等の整備
- ケア付き住まいの整備
- (仮称)天沼三丁目複合施設の整備

### 16 障害者の社会参加と就労機会の充実

- 重度障害者通所施設の整備
- 障害者の就労支援の充実
- 障害者の社会参加支援の充実

### 17 障害者の地域生活支援の充実

- 障害者の相談支援の充実
- 障害者のグループホーム・入所施設の整備
- 障害者の権利擁護の推進
- 新 成人期発達障害者支援の充実

### 18 地域福祉の充実

- 新 生活困窮者及びひきこもり等の若者支援の充実
- 災害時要配慮者支援の充実
- 権利擁護事業の利用促進
- (仮称)天沼三丁目複合施設の整備

## 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

### 19 地域における子育て支援の推進

- 新 新たな地域子育て支援拠点等の整備
- 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進
- 地域人材の育成

### 20 妊娠・出産期の支援の充実

- 安心して妊娠・出産できる環境の整備
- 産後における母子支援の充実

### 21 子育てでセーフティネットの充実

- 新 ひとり親家庭の自立支援の充実
- 児童虐待対策の推進

### 22 就学前における教育・保育の充実

- 保育施設等の整備
- 多様な保育サービスの推進
- 就学前教育の充実

### 23 障害児支援の充実

- 新 未就学児療育体制の充実
- 障害児の放課後支援の充実

### 24 子ども・青少年の育成支援の充実

- 次世代育成基金の活用推進
- 学童クラブの整備
- 放課後等居場所事業の実施
- 新 中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- 新 (仮称)子どもプレーパーク事業の実施

### 25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

- 小中一貫教育の推進
- 学力・体力の向上
- 防災教育の充実
- 就学前教育の充実
- 特色ある教育活動の推進
- 部活動の充実
- 新 理科教育の充実

### 26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の整備
- 新 いじめ・不登校対策の推進
- 新 アレルギー対策の強化

### 27 学校教育環境の整備・充実

- 区立小中学校の改築
- 新 特別教室への空調機の設置
- 学校図書館の充実
- 新 学校ICTの推進

### 28 地域と共にある学校づくり

- 新しい学校づくりの推進
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 地域教育推進協議会の支援

### 29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

- 新 スポーツを推進する環境づくり
- 体育施設の整備
- 図書館サービスの情報化の推進
- 図書館の整備
- 新 科学教育の推進

### 30 文化・芸術の振興

- 文化・芸術活動の支援
- 文化・芸術に親しむ機会の充実
- 文化・芸術を活かしたまちの魅力づくり

### 31 交流と平和、男女共同参画の推進

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進
- 平和事業の推進
- 男女共同参画の推進

### 32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

- 地域住民活動の支援
- 地域区民センター等の整備
- NPO等の活動支援
- 地域人材の育成

<凡例>

|      |               |
|------|---------------|
| 施策名  | (施策数 32 施策)   |
| 計画事業 | (事業数 133 事業)  |
| 重点事業 | (重点事業数 56 事業) |
| 再掲事業 |               |

# 目標別 施策・事業体系

基本構想を実現するために

## 協働推進基本方針

区民参加の促進  
～区民参加による地域社会づくり～

地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援  
～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決～

協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実  
～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

## 行財政改革基本方針

財政健全化と持続可能な財政運営の実現

効率的な行政運営

効率的な組織体制の構築と人材の育成

区立施設の再編・整備

分権型時代の自治体間連携などの取組推進

## 区民と共に実現する基本構想

基本構想実現のための区民参加の仕組みづくり

総合計画の進捗状況の公表

## 目標別の計画内容

### 目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

#### 施策1 災害に強い防災まちづくり

##### 現状と課題

区内には木造密集地域など、大震災発生時の建物倒壊危険度や火災危険度が高い地域があります。今後、高い確率で発生が予測されている首都直下などの大地震から区民の生命と財産を守るため、建築物の耐震化や不燃化、狭あい道路の拡幅整備を着実に進めるなど、災害時に倒れにくく燃えにくい防災まちづくりを推進することは最重要課題の一つです。

近年、区内では集中豪雨により多くの浸水被害が発生しています。雨水が地下に浸透しにくくなっている現状の中で、都市型水害対策は重要な課題です。

##### 計画最終年度(33年度)の目標

区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化や木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。

総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。

##### 施策指標の現状と目標

| 指標名                          | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式   |
|------------------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|---|
| 区内建築物の耐震化率                   | 81.7%<br>(25年度) |   | 92%           |   | 96%           | 耐震性を有する建物棟数<br>÷ 建物総棟数                                    |
| 木造密集地域の不燃化率<br>(阿佐谷南・高円寺南地区) | 54%<br>(25年度)   | → | 62%           | → | 70%           | 全建築面積のうち準耐火・耐火建築面積の割合                                     |
| 雨水流出抑制対策施設の<br>整備率           | 45%<br>(25年度)   |   | 52%           |   | 60%           | 流域豪雨対策計画の目標対策量(588,000 m <sup>3</sup> )に対する雨水流出抑制対策整備量の割合 |

##### 目標を実現するための主な取組

###### 耐震改修の促進 **重点**

- 区内建築物の耐震診断・耐震改修に対する助成を行い、災害時に倒れにくいまちづくりを進めます。

###### 震災救援所周辺等の不燃化の促進 **重点**

- 震災救援所(区立小中学校)周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線沿道の不燃化をはじめ、災害時に燃えにくいまちづくりを推進します。

###### 木造密集地域の解消対策の推進 **重点**

- 災害時に大きな被害が想定される木造密集地域では、これまでの助成制度に加え、東京都が推進する不燃化特区制度を活用し、建築物のさらなる不燃化促進を図ります。

###### 総合治水対策の推進

- 雨水貯留、浸透施設の整備や水害が多発する地域への重点的な対策などを実施するとともに、東京都の河川・下水道整備事業との連携、事業促進の要請による総合治水対策を推進します。

## 施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

### 現状と課題

東日本大震災以降、自助・共助・公助の取組みがバランスよく進められてきていますが、さらなる地域防災力向上のために震災救援所の機能強化や防災市民組織、消防団への支援を着実に進める必要があります。

荻窪駅前滞留者対策協議会を立ち上げて災害時の行動ルールの策定や駅前滞留者対策訓練を実施してきましたが、区内 JR 各駅における駅前滞留者対策をさらに推進することが課題となっています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

大震災発生時の被害をできるだけ小さくする減災の視点を盛り込んだ、きめ細かい総合的な防災対策が進められています。また、こうした中で、区民の防災意識が向上し、すべての区民が家具の転倒防止や備蓄品の確保、防災訓練への参加などの自助・共助の取組みが主体的に行われています。

企業等による従業員等への施設内待機のための備蓄品確保や区による一時滞在施設の指定が進み、地域全体で帰宅困難者への支援対策が講じられています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                                  | 現状値               |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|--------------------------------------|-------------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合             | 88.2%<br>(25年度)   |   | 94%           |   | 100%          | 区民意向調査による |
| 避難・救護の拠点である震災救援所(区立小中学校)を認知している区民の割合 | 83.9%<br>(25年度)   | → | 92%           | → | 100%          | 区民意向調査による |
| 防災訓練に参加した区民数                         | 35,093人<br>(25年度) |   | 37,500人       |   | 40,000人       |           |

### 目標を実現するための主な取組

#### 地域防災力の向上 **重点**

・防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプ等の資器材を活用した訓練内容の充実を図ることにより、防災意識と災害対応力の向上を進めます。また、地域及び関係機関との連携を密にした効果的な訓練をさらに推進し、地域防災力の向上を図ります。

#### 帰宅困難者対策の推進 **重点**

・帰宅困難者の安全を守るため一時滞在施設を確保するとともに、一時滞在施設に対して帰宅困難者向けの防災用品の備蓄に係る購入費用の補助を実施します。また、JR 各駅における駅前滞留者対策協議会の設置、訓練を拡充します。

#### ICT を活用した災害情報の収集と発信 **重点**

・災害発生時に、現地の被害状況等について区民等のスマートフォンなどから直接情報提供を受け、その情報を GIS(地理空間情報システム)を使用して速やかに把握します。また、最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげます。

### 施策3 安全・安心の地域社会づくり

#### 現状と課題

刑法犯認知件数は、平成25年には、5,431件となり、平成14年の11,115件から大きく減少していますが、犯罪発生 of さらなる減少をめざすために、きめ細やかな防犯対策と、区民の自主的な防犯団体組織への継続的な支援が必要です。

高齢者をターゲットとした振り込め詐欺などの消費者被害が増加しており、未然防止に向けて区関連所管課との組織的な連携が必要となっています。あわせて国や都などの関係機関とも連携しながら、消費者相談や消費者力アップに向けた講座の企画や啓発の充実を図ることが必要です。

自転車の暴走や高齢者の交通違反によって引き起こされる事故が後を絶ちません。ルール・マナーの周知徹底を図り、交通事故の少ない安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。

#### 計画最終年度(33年度)の目標

地域の中で、犯罪の発生件数が減少し、誰もが住み続けたい、また住んでみたいと思う安全・安心なまちになっています。

消費者としての意識向上と消費生活に関する正しい知識を習得し、消費者被害が減少しています。

交通安全対策を進めた結果、交通事故が減少しています。

#### 施策指標の推移(実績)と目標

| 指標名              | 現状値             | 目標値<br>(29年度) | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                      |
|------------------|-----------------|---------------|---------------|--------------------------------|
| 区内における刑法犯認知件数(年) | 5,431件<br>(25年) | 4,000件        | 3,000件        | 「刑法」に規定する犯罪認知件数(交通事故及び特別法犯を除く) |
| 地域防犯自主団体数        | 151団体<br>(25年度) | 159団体         | 167団体         | 地域住民により自主的に組織された防犯団体数          |
| 区内における交通事故件数(年)  | 1,735件<br>(25年) | 1,400件        | 1,300件        | 杉並区交通安全計画における目標値               |

#### 目標を実現するための主な取組

##### 防犯力が高いまちづくり **重点**

・小学校通学路への防犯カメラの設置などの防犯対策や、区民との協働による落書き消去活動などにより、犯罪が起りにくいまちづくりを推進します。

##### 地域防犯対策の推進 **重点**

・地域住民の防犯自主活動に対し、必要な助成を行うとともに、地域住民が積極的に活動に参加できるよう場を提供します。また、多発する振り込め詐欺被害を防止するため、警察や防犯自主団体、関係機関と連携し、振り込め詐欺対策を推進します。

##### 消費者被害防止の強化

・消費者相談や助言を行うとともに、消費者講座等の開催により消費者被害の未然防止につなげます。

##### 自転車安全利用の推進

・自転車のルールやマナーを周知することによって、自転車の事故防止を図ります。



## 施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

### 現状と課題

踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消を図るとともに、地域の安全性や利便性のさらなる向上のため、地域住民との協働による沿線のまちづくりを進めていく必要があります。

防災や区民生活の安全性の確保の観点から生活道路網の体系的な整備が求められる中、いまだ多くの狭あい道路が存在する状況です。首都直下地震などの大規模災害の発生が危惧される状況において、これまでの取組に加え、建物や塀が下がっていても道路が広がっていない箇所においても着実な拡幅整備を行い、事業を積極的に推進していく必要があります。

区立施設や駅施設のバリアフリー化に取り組んできましたが、バリアフリー化の必要性が高い地域が依然として存在します。「バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区を中心に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も視野に入れた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備を一層推進する必要があります。

区が運行する南北バスは、年間で多くの方に利用されており、交通不便地域の解消の一助となっています。今後も幹線道路の整備等に合わせて公共交通の充実を図るとともに、高齢化等に対応した誰もが利用しやすい公共交通の整備について検討していく必要があります。





### 計画最終年度(33年度)の目標

道路と鉄道の立体交差化により、踏切による交通渋滞や事故、鉄道による地域分断が解消されるなど、地域の安全性や利便性が向上するとともに、地域コミュニティの活性化が進んでいます。

体系的な道路網の整備により、自動車交通の円滑化、歩行者の安全性や快適性が確保されています。また、狭あい道路の拡幅と電柱のセットバックが進み、防災性の向上と円滑な通行の確保が進んでいます。

施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備により、誰もが暮らしやすく、快適で魅力あふれるまちになっています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式             |
|--------------------|------------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------|
| 区内での定住意向           | 87.7%<br>(25年度)  |  | 88.5%         |  | 90%           | 区民意向調査による             |
| 都市計画道路(区道)完成<br>延長 | 7,022m<br>(25年度) |  | 7,022m        |  | 8,052m        | 区内都市計画道路のうち整備完了した区道延長 |

## 目標を実現するための主な取組

### 鉄道連続立体交差の促進 **重点**

・安全で利便性の高いまちづくりに向け、鉄道の連続立体交差事業推進に取り組むとともに、住民と協働して沿線のまちづくりを進めます。

### 狭あい道路拡幅整備事業と電柱セットバックの推進 **重点**

・狭あい道路を拡幅整備して防災性の向上と円滑な通行の確保を推進するとともに、区民や事業者の協力を得ながら電柱のセットバックを進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

### ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 **重点**

・「杉並区バリアフリー基本構想」で定めた「重点整備地区」をはじめとした、区全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を実施し、誰もがどこでも自由に暮らしやすいまちづくりを進めます。

### 新たな地域交通の整備・促進

・地域交通の利便性向上について調査・研究を行い、新たな地域交通の整備を進めていきます。また、関連区と協力して、環状8号線を基本ルートとする区部周辺部環状鉄道(エイトライナー)の早期実現を目指します。

## 施策5 良好な住環境の整備

### 現状と課題

良好な住環境の保全・形成のため、防災機能の向上、住宅セーフティネットの再構築、住環境の整備を柱として様々な事業の実施が求められています。

住宅を中心とした市街地の特色を守り発展させながら、地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成を図っていく上で、地域地区、地区計画などまちづくりに関する諸制度の活用と適正な運用が求められています。

区民や地域団体等の自発的な活動による「まちづくりルール」の作成などに対して、様々な支援策が求められています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市、「住み続けたいまち、住んでみたいまち」杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。

区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活が送れるようになっています。

まちづくりに関する諸制度の的確な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                   | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式    |
|-----------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|--------------|
| 住環境に満足する<br>区民の割合     | 93.0%<br>(25年度) | → | 94%           | → | 95%           | 区民意向調査による    |
| 最低居住面積水準未満の住宅に住む世帯の割合 | 22%<br>(20年度)   | → | 12%           | → | 5%            | 住宅・土地統計調査による |

### 目標を実現するための主な取組

#### 住宅施策の総合的な推進 **重点**

「住宅マスタープラン」の普及・啓発、空き家の利活用対策、区営住宅の住環境整備、民間の良質な住宅ストックの活用などに取り組んでいきます。

#### まちづくり活動の支援

まちづくりを計画的かつ効果的に推進するため、区民や地域団体等の自発的なまちづくり活動への支援を進めていきます。

**施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり**

**現状と課題**

杉並区が住宅都市としての価値をさらに高めていくためには、駅周辺を中心とした、魅力的でにぎわいのあるまちづくりが重要です。特に、区内最大の交通結節拠点である荻窪駅周辺地区は、その潜在能力を十分に活かした整備を行い、商業の活性化や生活利便性などの都市機能を高めていくことが求められています。

区内全体では、交通拠点である駅周辺を核とし、それぞれの地域特性を活かした、にぎわいや魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

みどり豊かな美しい住宅都市杉並を将来に継承し、魅力あるまちなみを創出するためには、まちの景観に対する区民の意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成していくことが求められています。

東京都への観光客数が増加している一方、その多くは都心部に集中し、杉並区の集客にはつながっていない現状があります。区の地域資源を集約した都心部にはない魅力のPR、アニメの活用、杉並ナンバーの普及等により、杉並の知名度と区外からの集客力を高め、にぎわいや商機の創出につなげていく必要があります。

**計画最終年度(33年度)の目標**

荻窪駅周辺では、商業機能や生活利便施設の集積及び利便性の高い都市空間の形成など、「都市再生まちづくり」が着実に進んでいます。

駅を中心に区内各地域の特性を活かした魅力のあるまちづくりが進み、多くの人々が訪れたいようなにぎわいと活力が生まれています。

まちなみ景観の視点から考えるまちづくり活動など区民一人ひとりの主体的な取組が進み、美しいまちなみづくりを支えています。

「杉並」の知名度の高まりとともに、杉並の「良さ」、「らしさ」が区外にも周知され、持続的に集客力が高まり、にぎわいの創出につながっています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名               | 現状値                 |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                              |
|-------------------|---------------------|---|---------------|---|---------------|--|
| 住環境に満足する区民の割合     | 93.0%<br>(25年度)     | → | 94%           | → | 95%           | 区民意向調査による                              |
| 杉並区のまちを美しいと思う人の割合 | 78.5%<br>(25年度)     |   | 82%           |   | 85%           | 区民意向調査による                              |
| 区内全駅の1日平均乗降人員*    | 684,500人<br>(24年調査) |   | 685,900人      |   | 686,600人      | 各鉄道会社の公表による<br>* JR4駅は乗車人員、他の駅は乗降人員の平均 |

## 目標を実現するための主な取組

### 荻窪駅周辺都市再生事業の推進 **重点**

・荻窪駅周辺について、地域住民との連携・協力により、まちの将来構想を描くとともに、その実現に向けた取組みを進めます。また、南北分断の解消と都市機能のさらなる強化に向けて幅広い視点から検討を進め、国や都、鉄道事業者等と協議・調整を行いながら、都市再生まちづくりを進めます。

### 多心型まちづくりの推進 **重点**

・交通拠点である駅を中心に、地域特性を活かした商業・業務の活性化や生活利便性の向上を図り、にぎわいと多彩な魅力ある「多心型まちづくり」を進めます。  
・駅周辺まちづくりの推進にあたっては、施設整備・基盤整備などのハード施策と、商業振興や地域コミュニティ活動活性化などのソフト施策との連携を図り、地域資源を活かした総合的なまちづくりを進めます。

### 杉並らしさを活かした観光事業の推進 **重点**

・中央線沿線をはじめ区内各所に多数存在する行事、芸能、食文化などの多様なコンテンツを「杉並らしさ」という視点から集約・再構築し、様々なメディアを活用して効果的に発信していきます。  
・杉並芸術会館(座・高円寺)の地域活性化事例を踏まえ、阿佐ヶ谷駅周辺等のまちづくりと連携して地域のにぎわいや交流創出の視点を取り入れた検討を進めるとともに、西荻窪駅周辺のにぎわい創出と区内の観光情報発信のための拠点整備について検討・実施します。また、杉並ナンバーの普及を促進し、杉並の知名度を高めます。

### アニメの振興とにぎわいの創出

・区内アニメ制作会社のアニメコンテンツや区公式アニメキャラクターの「なみすけ」等を活用し、商店街や地域等の活性化を図ります。また、杉並アニメーションミュージアムの事業を、民間企業やNPO等の取組と連携させ、まちのにぎわい創出につなげます。

## 施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

### 現状と課題

将来を見据えた産業の振興を図るために、産業振興基本条例や産業振興計画に基づき、区と区内産業経済団体等との日常的な連携や、地域経済の活性化に向けた計画的な取組が求められています。

経済環境や雇用環境は回復の兆しが見えつつあるものの、現状では中小企業にまでその効果が波及しているとはいえません。このため、引き続き中小企業への支援や意欲ある現役世代等への就労対策が求められています。

チェーン店の増加などに伴い、個々の商店街の個性や特徴が見えにくくなっています。地域の特性を踏まえ、その資源を活用していくことなどにより、魅力ある商店街づくりを進めていく必要があります。

区内の農地・農業者は、高齢化による後継者不足、相続税負担に伴う農地売却などにより減少しており、実効性の高い都市型農業支援策を講じる必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

区と区内産業経済団体等が一体となって様々な産業振興策を実施し、区内経済が着実に活性化してきています。

就労支援や創業支援等の取組により、多くの意欲ある現役世代等の就職が叶うとともに、創業が進んでいます。

区内農業者等による地産地消の取組が行われ、学校給食へ農産物が提供されるなど、都市型農業の持つ多面性が活かされるようになってきています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                      | 現状値                |   | 目標値<br>(29年度)      |   | 目標値<br>(33年度)      | 指標の説明・計算式                        |
|--------------------------|--------------------|---|--------------------|---|--------------------|----------------------------------|
| 就労支援センターの利用により、就職が決定した人数 | 年 606 人<br>(25年度)  | → | 年 600 人            | → | 年 600 人            | 就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数 |
| 商店街への満足度                 | 60.3%<br>(25年度)    | → | 62%                | → | 65%                | 区民意向調査による                        |
| 区内農業産出額                  | 330(百万円)<br>(23年分) |   | 350(百万円)<br>(27年分) |   | 370(百万円)<br>(31年分) | 東京都農産物生産状況調査による                  |

## 目標を実現するための主な取組

### 地域特性を活かした商店街活性化促進 **重点**

・区内各地域の特性を踏まえた商店街の支援を行い、区民の日常生活の利便性を向上させるとともに、地域の活性化につなげます。

### 都市型農業の支援 **重点**

・区の貴重な財産である農地の保全に結びつくよう、農業者への経営支援、農とのふれあいの場の創出、地産地消の推進など、幅広い視点から都市型農業を支援します。

### 中小企業支援

・地域経済の状況を見据え、安定的な経営を行っていかうとする中小企業者の、経営基盤の強化や新たな事業展開を支援していきます。

### 若者等の就労支援

・就労意欲がありながら雇用機会に恵まれない若者等の就労支援を行います。

## 施策8 水とみどりのネットワークの形成

### 現状と課題

東日本大震災では、震災後の避難所や仮設住宅などの用地として、地域のオープンスペースの重要性が改めて認識されました。

区内のみどりは、様々な取組を進めたことにより、平成24年度の調査で緑被率は22.17%まで回復しました。今後、屋敷林や農地など、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを後世に引き継ぐためには、未来を見据えた視野を持ち、計画性を持った取組を行なっていくことが重要です。

現状のみどりを守り、さらに創出していくためには、公園や緑地の整備を進めるとともに、水とみどりのネットワークの拠点となる多様なオープンスペースを確保していくことが重要です。

### 計画最終年度(33年度)の目標

住宅都市に調和したみどりと建物で街並みが構成され、自然が回復した川と古くからある屋敷林や農地が点在するなど、誰もが自然と共存することに感動と親しみを持つことができる成熟したまちづくりが着実に進んでいます。

防災機能を併せ持つ公園やオープンスペースが整備され、みどりがつながり、みどりの総量も増加しています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名             | 現状値                           |   | 目標値<br>(29年度)       |   | 目標値<br>(33年度)       | 指標の説明・計算式       |
|-----------------|-------------------------------|---|---------------------|---|---------------------|-----------------|
| 緑被率             | 22.17%<br>(24年度)              | → | 23%<br>(30年度)       | → | 25%<br>(44年度)       | みどりの基本計画における目標値 |
| 区民一人当たりの都区立公園面積 | 2.06 m <sup>2</sup><br>(25年度) | → | 2.12 m <sup>2</sup> | → | 2.46 m <sup>2</sup> | 公園緑地等面積÷人口      |

### 目標を実現するための主な取組

#### みどりの保全 **重点**

・屋敷林をはじめとする貴重なみどりを区民共有の資産として後世に引き継ぐため、保護指定制度の充実や、市民緑地の設置、緑地保全モデル地区での保全に取り組めます。

#### (仮称)下高井戸公園の整備

・まちの防災機能を高めるとともに、豊かなみどりが育む憩いと健康増進に繋がる公園として整備します。

#### 馬橋公園の整備 **重点**

・区立馬橋公園に隣接する国家公務員宿舎の廃止に伴い、公園の拡張用地として取得し、防災機能を高めることにより地域の防災性の向上を図るとともに、より多くの方に利用される公園となるよう整備していきます。

#### (仮称)荻外荘公園の整備 **重点**

・屋敷林としての形態を残し、荻外荘の持つ歴史的・文化的価値を最大限活用し、住宅都市杉並の歴史を代表する良質な邸宅として後世に引き継いでいきます。また、大田黒公園や角川庭園など周辺施設との連携や回遊性に留意しつつ、多くの人が集い、交流する場となるよう整備・活用していきます。



## 施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり

### 現状と課題

区内の太陽光発電機器の普及率は平成25年度には4%を超え、区民、事業者の節電行動にも一定の定着が見られますが、大規模災害時の電力確保の観点から、さらなる取組が求められています。

生活環境を確保する取組については、喫煙ルールの徹底において一定の成果が上がっている一方、適切に管理がなされていない空き家などに対する改善要望が多く寄せられています。

地域での環境美化・自然環境保全に向けた取組や環境教育・環境学習などに区民、事業者、地域団体、環境NPOが参加しており、今後も幅広い区民等の参加を進める必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

各家庭や事業所、公共施設等において再生可能エネルギーの導入が進み、杉並産エネルギーが拡大するとともに、一層の省エネ・低炭素化の取組が定着し、災害に強く快適で環境にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。

生活環境の改善に向けたさまざまな取組が各地域で活発に展開されるとともに、環境に対する区民の意識が向上しています。

区立学校での環境教育をはじめ、あらゆる機会を利用した環境学習が多く開催され、児童・生徒を含む多くの区民が環境についての理解を深めています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                      | 現状値                 | 目標値<br>(29年度) | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                    |
|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|------------------------------|
| 区内の年間二酸化炭素排出量比率(平成17年度比) | 99.4%<br>(23年度)     | 97.6%         | 96.2%         | 現状値は集計の都合上、最新である平成23年度の数値を使用 |
| 区内太陽光発電による発電量            | 1,240万kWh<br>(25年度) | 1,760万kWh     | 2,280万kWh     | 区内太陽光発電機器設置数より年間発電量を推計( )    |
| 環境に配慮した取組を行っている区民の割合     | 79.3%<br>(25年度)     | 90%           | 100%          | 区民意向調査による                    |

( )太陽光発電パネル1kW当たり、年間1,000kWhの発電を想定

### 目標を実現するための主な取組

#### 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進重点

・震災救援所(区立学校)に、太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害時に必要なエネルギーを供給します。また、低炭素化を推進する機器の設置費用を助成し普及を促すことで温暖化対策を進めます。

#### 魅力ある快適な生活環境の確保

・環境美化活動や環境保全に向けた取組など地域における区民等の自主的・自発的な取組への支援をさらに拡充していきます。

#### 環境学習の推進

・発達段階に応じた環境教育の実施のため環境団体等と連携して学校を支援していくとともに、地域における環境学習の充実を図り、環境意識の高い地域社会づくりを行っていきます。

## 施策10 ごみの減量と資源化の推進

### 現状と課題

東京湾に設置することができる最後の埋め立て処分場となる新海面処分場は、あと50年ほどで満杯になると言われています。この処分場を少しでも長く利用するためには、一人ひとりがごみの排出を抑制し、ごみを減量していくことが欠かせません。

全集積所で古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を資源回収するとともに、町会・自治会、PTA、集合住宅の管理組合などが主体となって取り組む集団回収により、資源回収量は増加し、ごみ量は着実に減少しています。さらなるごみの減量を推進するためには、ごみの発生抑制、分別の徹底などが必要です。

一部の地域においては、ごみ出しルールやマナーが守られておらず、集積所周辺のごみの散乱や不法投棄により、まちの美観を損ねているなどの問題が生じています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

ごみの減量・資源化に向けて区民が主体となった取組が着実に行われ、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。

集積所へのごみ出しルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少してきています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名             | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                 |
|-----------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|---------------------------|
| 区民一人1日当たりのごみ排出量 | 515g<br>(25年度)  | → | 490g          | → | 460g          | 年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日 |
| 資源回収率           | 28.4%<br>(25年度) | → | 30%           | → | 33%           | 資源回収量÷(区ごみ収集量+資源回収量)      |

### 目標を実現するための主な取組

#### ごみの減量運動の推進

- ・区民・事業者・区がごみ減量の目標を共有し、それぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制、分別の徹底や新たな再資源化事業の拡大などの取組を複合的に組み合わせ、さらなるごみの減量を進めます。

#### 資源化の推進 **重点**

- ・地域の住民と連携した集団回収を推進し、必要な支援を行って良質な資源を確保し、資源回収量の増加に努めます。

#### ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

- ・ごみ・資源の排出マナーの向上を図るとともに、集積所管理の支援や不法投棄の防止に向けた取組を強化し、まちの美観を確保します。

**施策11 いきいきと暮らせる健康づくり**

**現状と課題**

生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例」に基づき、区民や関係団体等との協働により、健康づくりを推進していく必要があります。

がん、糖尿病などの生活習慣病については、発症予防、早期発見、早期治療の取組を引き続き進めるとともに、重症化予防等の視点から、健診等のデータを活用した取組を進めていく必要があります。

うつ病など心の病が増えており、精神疾患への理解や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を一層推進するとともに、心の健康相談の充実が必要となっています。

**計画最終年度(33年度)の目標**

区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取組み、健康寿命が延伸されています。

糖尿病やがんなどの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。

生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名                  | 現状値                           | 目標値<br>(29年度)      | 目標値<br>(33年度)      | 指標の説明・計算式   |
|----------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|---|
| 65歳健康寿命              | 男性 82.7歳<br>女性 85.7歳<br>(24年) | 男性 83歳<br>女性 86歳   | 男性 84歳<br>女性 87歳   | 65歳の人が必要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの     |
| 内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の割合 | 22.9%<br>(24年度)               | 18%                | 15.6%              | 特定健診時の内臓脂肪症候群の該当者とその予備群の数÷特定健診受診者数                          |
| がんの75歳未満年齢調整死亡率      | 男性 102.1<br>女性 65.0<br>(24年)  | 男性 94.8<br>女性 52.9 | 男性 92.1<br>女性 51.4 | 年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年モデル人口)で補正して算出(人口10万対) |

**目標を実現するための主な取組**

**区民主体の健康づくりの推進 重点**

生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、区民、事業者、関係団体及び区が、協働して健康づくりを実施しやすい環境を整備し、区民が継続的に健康づくりに取り組めるよう支援を充実します。

**生活習慣病予防対策の推進**

健康的な生活習慣が実践できるよう普及啓発事業を再構築するとともに、健診データ等の分析に基づき、特に糖尿病に重点をおいた生活習慣病予防対策を推進し、区民の健康増進及び医療費の適正化

を目指します。

**がん対策の推進** **重点**

がん予防に関する知識の普及啓発、がん検診の推進、がん患者と家族への支援など、総合的にがん対策を推進します。

**「心の健康づくり」の推進**

うつ病対策等の精神保健の取組に加え、自殺防止にも寄与するよう、講演会や心の健康相談の内容を充実し実施するとともに、連絡会の設置や相談体制の整備をします。

**施策 12 地域医療体制の充実**

**現状と課題**

医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保するとともに、災害時などに医療を受けられるよう区内の医療機関との連携・協力体制の構築を進めています。また、AED(自動体外式除細動器)の区有施設への設置や救急協力員(区民レスキュー)の養成により、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。

在宅で安心して生活できるよう医療法や介護保険法の改正を踏まえ、地域における医療と介護の連携をさらに推進していく必要があります。

新型インフルエンザ等新たな感染症に備え、新たに策定した行動計画に基づく防疫体制の整備や区民への周知啓発を行う必要があります。

**計画最終年度(33年度)の目標**

夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。

緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。

高齢者が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名                                 | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式   |
|-------------------------------------|------------------|---|---------------|---|---------------|---|
| 救急医療体制に安心感を持つ区民の割合                  | 70.8%<br>(25年度)  |   | 75%           |   | 80%           | 区民意向調査による   |
| 救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数              | 2,417人<br>(25年度) | → | 3,200人        | → | 4,000人        |   |
| 要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合 | 71.3%<br>(25年度)  |   | 75%           |   | 80%           | 要介護3以上(在宅サービス受給者)÷(介護サービス受給者1号被保険者のみ)<br>介護保険事業状況報告年計 |

## 目標を実現するための主な取組

### 救急医療体制の充実

医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制の確保により、区民の急病時の不安の解消を図ります。また、救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の養成等の応急手当の普及・啓発活動やAEDの配備により、初期救急対応力の向上を図ります。

### 災害時医療体制の充実 **重点**

災害時に、区民が適時適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携して災害時医療体制の充実に努めます。

### 在宅医療体制の充実 **重点**

高齢者等が安心して在宅医療を受けられるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の実施や後方支援病床を提供している協力病院との連携を強化します。

### 感染症対策の推進

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生・流行に備え、医療機関等との連携を図るとともに、区民に適切な情報を提供し、区民一人ひとりが実践できる感染予防策の普及啓発を行うなど、総合的な対策を推進します。

### 施策 13 高齢者の社会参加の支援

#### 現状と課題

平成 21 年度から開始した、高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業」の活動参加者数は年々増加し、主体的で多様な地域活動が行われています。

社会奉仕活動・相互の支えあい活動(友愛活動)・健康増進活動・いきがい活動を行ういきいきクラブの活動の支援を通じて、地域の支えあいを更に進めていく必要があります。

今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が地域の中で互いに支え合いながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えていく必要があります。

#### 計画最終年度(33 年度)の目標

高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、様々な区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。

高齢者が自らの知識や経験を生かし、就労や地域貢献活動などにより社会参加しています。

#### 施策指標の現状と目標

| 指標名                           | 現状値              |   | 目標値<br>(29 年度) |   | 目標値<br>(33 年度) | 指標の説明・計算式 |
|-------------------------------|------------------|---|----------------|---|----------------|-----------|
| 65 歳以上の高齢者でいきがいを<br>感じている人の割合 | 82.9%<br>(25 年度) | → | 90%            | → | 95%            | 区民意向調査による |
| 地域活動・ボランティア活動・<br>働いている高齢者の割合 | 39.0%<br>(25 年度) | → | 45%            | → | 50%            | 区民意向調査による |

#### 目標を実現するための主な取組

##### 高齢者のいきがい活動の推進

様々な社会参加を推進するために、情報提供、個別相談や技術の習得講座などを実施するとともに、いきいきクラブの活性化に向けて支援をしていきます。

##### 長寿応援ポイント事業の推進 **重点**

長寿応援ポイント事業を通して、高齢者がボランティアや健康づくりなどの活動に参加することにより自らが元気になるとともに、お互いが支えあう地域づくりを進めます。

## 施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

### 現状と課題

高齢化が急速に進む中、区内の高齢者の6割以上が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。

高齢者が在宅で安心して生活できるために、医療と介護をはじめとする日常生活を支援する様々なサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

認知症高齢者の徘徊による行方不明等や、認知症への理解不足による高齢者虐待等が増加しており、認知症に対する社会の理解をさらに広めるとともに、早期発見・早期診断を実施し、適切に医療・介護につなげる体制づくりが急務です。

### 計画最終年度(33年度)の目標

高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。

介護保険制度をはじめとした公的サービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。

早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                                 | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式   |
|-------------------------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|---|
| 要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合 | 71.3%<br>(25年度) | → | 75%           | → | 80%           | 要介護3以上(在宅サービス受給者)÷(介護サービス受給者1号被保険者のみ)<br>介護保険事業状況報告年計 |
| 在宅介護を続けていけると思いう介護者の割合               | 73.0%<br>(25年度) | → | 80%           | → | 85%           | 区民意向調査による   |

### 目標を実現するための主な取組

#### 地域包括支援センターの機能強化 **重点**

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターに「(仮称)地域づくり推進員」を配置し、医療と介護の連携や今後増加が予想される認知症高齢者・家族への支援体制を推進します。

#### 認知症対応の充実 **重点**

認知症の早期発見・早期対応のため、相談体制の充実と対応困難な認知症高齢者への訪問支援など、医療機関と連携して治療に繋がります。また、認知症の治療や介護サービスの流れを明らかにした認知症ケアパス等を作成します。さらには地域の人たちと協働して認知症への理解や地域で支援する体制を充実します。

#### (仮称)天沼三丁目複合施設の整備 **重点**

国との財産交換により取得予定の荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地を活用し、医療・看護の提供機能を持った特別養護老人ホームと地域包括ケアのバックアップ機能、生活相談、就労・自立支援機能を持つ複合施設を整備します。これにより、若者や現役世代も含め、誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点として、区民福祉の向上を図ります。



## 施策 15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

### 現状と課題

高齢化が急速に進む中、今後一層、要介護高齢者が増加し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増えることが予想されます。

介護が必要となり自宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を着実に進めていく必要があります。

高齢者が在宅で安心して生活ができるよう支援を充実するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいを確保していくことが必要です。

### 計画最終年度(33年度)の目標

介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。

多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名             | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式         |
|-----------------|------------------|---|---------------|---|---------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム確保定員   | 1,377人<br>(25年度) | → | 1,916人        | → | 2,307人        | 杉並区民が優先的に入所可能な定員数 |
| 認知症高齢者グループホーム定員 | 319人<br>(25年度)   | → | 472人          | → | 600人          | 区内の定員数            |

### 目標を実現するための主な取組

#### 特別養護老人ホーム等の整備 **重点**

公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより、引き続き特別養護老人ホームの整備を進めます。さらに、南伊豆町との連携による特別養護老人ホーム整備を踏まえた区域外整備の拡大及び小規模特養の区内整備及び介護老人保健施設について整備を検討します。

#### 認知症高齢者グループホーム等の整備

認知症の方が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を行うグループホーム及び在宅生活を支援する通い、泊まり、訪問の機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所の整備を、公有地、民有地の活用や建設助成を行うなどにより推進します。

#### ケア付き住まいの整備

虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホームを始め多様な住まいの整備を促進します。

## 施策 16 障害者の社会参加と就労機会の充実

### 現状と課題

障害者総合支援法の理念である「障害者の社会参加の機会の確保」に基づき、今後も、障害者が社会で活躍できる場や機会のさらなる充実を図ることが必要です。

障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。

移動支援事業(ガイドヘルパー)の利用拡大により、障害者が様々な活動に参加する機会が増えており、今後は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を通じて、さらに社会参加を進めていくことが必要です。

### 計画最終年度(33 年度)の目標

障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。

一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。

外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名          | 現状値              |   | 目標値<br>(29 年度) |   | 目標値<br>(33 年度) | 指標の説明・計算式                           |
|--------------|------------------|---|----------------|---|----------------|-------------------------------------|
| 年間新規就労者数     | 106 人<br>(25 年度) | → | 110 人          | → | 120 人          | 民間作業所・障害者雇用支援事業団、特別支援学校から就労した人数(年間) |
| 重度障害者施設の利用者数 | 176 人<br>(25 年度) | → | 220 人          | → | 238 人          | 重度障害者施設の利用者数(累計)                    |
| 移動支援事業利用者数   | 752 人<br>(25 年度) |   | 1,030 人        |   | 1,300 人        | 各年度における移動支援事業の利用者数                  |

### 目標を実現するための主な取組

#### ○重度障害者通所施設の整備 **重点**

障害者が安全で安心して充実した日々を送れるよう、重度障害者や特別支援学校の卒業予定者数の実態等を踏まえ施設整備を行い、日中活動の場を確保します。また、医療的ケアの必要な利用者の増加への対応を検討します。

#### ○障害者の就労支援の充実 **重点**

障害者本人への就労相談、様々な就労体験の場の提供、定着支援などの取組や身近な地域での働く場の確保や受入れ企業への支援を実施します。また、地域の障害者施設の通所者への工賃アップの支援を実施します。

#### 障害者の社会参加支援の充実

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、障害者スポーツの普及・振興策を新たに検討・実施します。また、障害者の外出時の付き添いガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施し、障害者の余暇活動、社会活動への参加を支援します。

## 施策 17 障害者の地域生活支援の充実

### 現状と課題

平成 24 年 10 月施行の障害者虐待防止法、平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法、平成 25 年に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、お互いが理解しあえる共生社会を実現に向けて、障害者の地域生活支援や虐待防止の取組、人権に配慮した権利擁護施策、虐待対策の更なる推進が必要です。

障害者が身近な地域で、安心して快適に生活できるよう、障害種別や程度にかかわらず相談支援や質の高い在宅生活支援が受けられる体制の充実及び住まいの確保が必要です。

### 計画最終年度(33 年度)の目標

誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。

住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の程度に応じた住まいが整備されています。

障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名               | 現状値                 |   | 目標値<br>(29 年度) |   | 目標値<br>(33 年度) | 指標の説明・計算式          |
|-------------------|---------------------|---|----------------|---|----------------|--------------------|
| グループホーム利用者数       | 128 人<br>(25 年度)    | → | 217 人          | → | 245 人          | 杉並区内グループホームの利用者数   |
| 障害者地域相談支援センター相談件数 | 22,000 件<br>(25 年度) | → | 23,000 件       | → | 24,000 件       | 障害者地域相談支援センター 3 所分 |

### 目標を実現するための主な取組

#### 障害者の相談支援の充実

障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用して充実した生活が送れるよう、地域相談支援センター(すまいる)等の相談支援機能や関係機関とのネットワークを強化します。また、精神科病院に長期に入院している方等の地域移行支援を進めます。

#### 障害者のグループホーム・入所施設の整備 **重点**

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、区有地の活用など様々な手法により社会福祉法人等と連携してグループホーム等を整備します。

#### 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護の更なる理解を区民、関係者に広めるとともに、「障害者権利条約」の理念を普及するための方策を具体化していきます。また、障害者及び養護者への相談・支援体制の充実や、通報・相談の迅速な対応など障害者虐待防止の取組を推進します。

**施策18 地域福祉の充実**

**現状と課題**

地域での人間関係が希薄になっている中、今後更に進展する少子高齢社会に向け、災害時要配慮者支援の仕組みを、平常時からの地域での互助・共助の仕組みにつなげていく必要があります。

生活に困窮している現役世代が増えており、生活保護に至る前の段階で相談支援や就労準備訓練等の適切な支援策を講じていく必要があります。

高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度への理解を更に深めるとともに、地域福祉権利擁護事業などの利用促進を更に進める必要があります。

**計画最終年度(33年度)の目標**

災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。

就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活が困窮することなく自立した生活を送っています。

高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名                              | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|----------------------------------|------------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 地域のたすけあいネットワーク登録者数               | 8,500人<br>(25年度) |   | 12,500人       |   | 16,500人       |           |
| 生活困窮者自立支援法に基づく<br>相談支援実施後の就労自立者数 | -                | → | 100人          | → | 150人          | 年間の就労自立者数 |
| 後見制度利用手続き支援件数                    | 904件<br>(25年度)   |   | 1,200件        |   | 1,300件        |           |

**目標を実現するための主な取組**

**生活困窮者やひきこもり等の若者の支援の充実 重点**

生活困窮者や、ひきこもり・ニート等の将来生活困窮者となるリスクのある者を対象に、自立相談支援事業を核として家計相談や学習支援を実施するとともに、関係機関と連携して就労準備支援など、伴走的自立支援を行います。

**災害時要配慮者支援の充実 重点**

「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進するとともに、避難生活で特に支援が必要な要配慮者について、専門性の高い支援を行う福祉救済所の設置を進めます。また、GIS(地理空間

情報システム)を活用した災害時要配慮者支援システムの運用により、災害発生時に要配慮者の安否を迅速に確認します。

#### **権利擁護事業の利用促進**

高齢や障害により判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らし続けられるように「成年後見センターの運営」支援や成年後見制度の活用を促進するとともに、社会福祉協議会の「あんしんサポート事業」の支援を行います。

## 施策19 地域における子育て支援の推進

### 現状と課題

核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育ての知識やノウハウが少なく、子育ての不安感や負担感を抱える保護者が増え、子育て力の低下などの問題が生じています。

身近な地域で子育て支援サービスの利用に関する相談や保護者が気軽に集い情報交換などができる交流の場を充実するとともに、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えあう仕組みを充実する必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

身近な地域において、子育て支援サービスの利用相談や情報提供、乳幼児親子の集いの場が整備され、必要なサービスが利用しやすくなっています。

子育て支援団体や地域人材など多様な支援の担い手により、子育てを地域で支えあう仕組みが整備されています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                        | 現状値             | 目標値<br>(29年度) | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|----------------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------|
| 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合     | 70.3%<br>(25年度) | 85%           | 95%           | 区民意向調査による |
| 地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合 | 63.3%<br>(25年度) | 70%           | 80%           | 区民意向調査による |

### 目標を実現するための主な取組

#### 新たな地域子育て支援拠点等の整備 **重点**

身近な地域において子育てサービスの利用相談や情報提供を行う「(仮称)子どもセンター」を保健センター及び再編後の児童館施設等を活用して整備するとともに、「乳幼児親子のつどいの広場」事業や「ゆうキッズ」事業を実施します。また、子育てに関わる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できる支援をしていきます。

#### 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進

ファミリー・サポート・センター事業の協力会員を増やすとともに、子育て支援関係の情報交換と交流が活発になるように「子ども・子育てメッセ」を開催するなど、子育てを地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

## 施策20 妊娠・出産期の支援の充実

### 現状と課題

核家族化の進展など社会環境が変化する中で、不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、相談・支援体制を一層整備する必要があります。  
 出産直後からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など、保護者が心身の安定を保ちながら子育てする事ができるよう、妊娠期からのつながりのある支援の拡充が求められています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

妊娠・出産を希望する家庭への相談や支援の実施などにより、安心して妊娠・出産できる環境が整っています。  
 妊娠期から出産後までつながりのある支援が実施され、出産後の保護者が安心して子育てしています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名         | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式               |
|-------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-------------------------|
| パパママ学級受講率   | 47.6%<br>(25年度) | ⇒ | 50%           | ⇒ | 53%           | 第一子の出生数に対する受講者数(対象は初産婦) |
| すこやか赤ちゃん訪問率 | 96.1%<br>(25年度) | ⇒ | 99%以上         | ⇒ | 99%以上         | 生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問した率   |

### 目標を実現するための主な取組

#### 安心して妊娠・出産できる相談・支援等の実施

出産育児準備教室を実施し、妊娠から産後の健康な生活について正しい知識の普及や父親の育児参加を推進するとともに、経済的負担の大きい特定不妊治療費の一部助成や不妊相談の充実を図ります。また、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

#### 産後における母子支援の充実 **重点**

継続的な支援が必要な妊婦と産後早期の母子に対し、母子ショートステイや母子デイケア等による産後ケア事業を実施します。また、すこやか赤ちゃん訪問事業での保健師等専門職による健康相談等やあそびのグルーブ事業を通じた助言等により、育児不安の軽減等を図るなど、妊娠期から産後までつながりのある母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

## 施策21 子育てセーフティネットの充実

### 現状と課題

ひとり親家庭は、経済的・社会的・精神的に不安定な状況に置かれることが多いため、国は母子及び父子並びに寡婦福祉法を改正(平成26年10月施行)し、ひとり親家庭に対する支援の充実を図ることとしました。こうした動向等を踏まえ、ひとり親家庭の自立支援を推進することが求められています。

児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあり、区と関係機関がさらに密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

子育てや健康、就業などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。

関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|--------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 子育てを楽しんでいると感じる人の割合 | 79.7%<br>(25年度) | → | 85%           | → | 90%           | 区民意向調査による |

### 目標を実現するための主な取組

#### ひとり親家庭の自立支援の推進

母子・父子自立支援員や就業支援専門員等が、きめ細かに相談に応じるとともに、ホームヘルプサービス事業の実施や就労に役立つ資格取得のための給付金の支給を行うなど、自立に向けた支援を推進します。

#### 児童虐待対策の推進 **重点**

子どもと家庭に関する総合相談窓口「ゆうライン」での相談支援や、グループカウンセリング、「子育て相談サロン」事業等により、育児の悩み・不安等を解消・軽減します。また、関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止策、早期発見・早期対応による重症化予防、高リスク事案への対応など、総合的な児童虐待対策を推進します。



## 施策22 就学前における教育・保育の充実

### 現状と課題

女性の就業率の高まりを背景に、保育を希望する保護者が増加しており、待機児童対策を引き続き着実に推進する必要があります。また、区内の私立幼稚園数が減少傾向にある中で、中長期的展望に立った3歳児以降の幼稚園ニーズへの対応も今後の課題です。

平成27年度から実施する「子ども・子育て支援新制度」に基づき、多様化する保護者のニーズに応じて、就学前における教育・保育サービスを適切に提供するとともに、延長保育や病児保育、障害児保育などの多様な保育サービスの充実を図る必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

保護者のニーズに応じた就学前の教育・保育サービスが提供され、子どもを産み育てながら安心して就労ができる環境が整っています。

乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスが提供され、全ての子どもが健やかに育ち、小学校での生活や学びへ円滑につながっています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名        | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                |
|------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|--------------------------|
| 保育所入所待機児童数 | 116名<br>(26年4月) | → | 0名            | → | 0名            | 平成25年度からより実態に応じた待機児童数を算定 |
| 保育園利用者の満足度 | 85.8%<br>(25年度) | → | 90%以上         | → | 90%以上         | 保育園サービス第三者評価による          |

### 目標を実現するための主な取組

#### 保育施設等の整備 **重点**

平成27年度に本格実施となる「子ども子育て支援新制度」を踏まえて、保育需要に的確に対応するため認可保育所を核とした保育施設を整備するとともに、区立保育園を改築・改修します。

#### 多様な保育サービスの推進

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・預かり保育・病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

## 施策23 障害児支援の充実

### 現状と課題

早期発見、早期療育の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所の設置の促進を図ってきました。

療育を受けた児童等の地域生活が円滑に行くよう、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取り組む必要があります。

重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務です。

### 計画最終年度(33年度)の目標

障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで、切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。

### 施策指標の推移(実績)と目標

| 指標名                        | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                         |
|----------------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------------------|
| 療育が必要な未就学児の事業所通所率          | 86.0%<br>(25年度) |   | 95%           |   | 100%          | 通所者÷希望者(療育必要者)                    |
| 保育所等訪問支援を行った区内施設の割合        | 3.4%<br>(25年度)  | → | 100%          | → | 100%          | 保育所等訪問支援を行った施設数÷児童通所給付決定者が所属する施設数 |
| 放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率 | 6.0%<br>(25年度)  |   | 15%           |   | 15%           |                                   |

### 目標を実現するための主な取組

#### 未就学児療育体制の充実 **重点**

障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めるとともに、療育を受けた子どもたちが、日常生活の場で健やかに生活できるよう、幼稚園や保育園の職員等への療育に関する講座の開催や保育所等訪問支援を実施します。

#### 障害児の放課後支援の充実

障害児が、生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児を含めた放課後等デイサービス事業所の設置を進めます。

## 施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

### 現状と課題

次代を担う子ども・青少年が、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、多様な体験・交流の機会を充実するとともに、それらに参加しやすい仕組みづくりが必要です。

女性の就業率の高まりを背景にした就学前の保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備が必要です。

子ども・青少年が、より幅広い支援を受けられたり、仲間づくりを進めることができるよう、放課後等の居場所の整備・充実が求められています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

子ども・青少年が、自主性・社会性などを身に付け、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。

学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                       | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式                     |
|---------------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-------------------------------|
| 将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合 | 58.9%<br>(25年度) | → | 70%           | → | 75%           | 「仕事と将来に関するアンケート」区内在学高校2年生への調査 |
| 学童クラブ待機児童数                | 49人<br>(26年4月)  | → | 0人            | → | 0人            | 年度当初入会時の待機児童数                 |

### 目標を実現するための主な取組

#### 次世代育成基金の活用推進 **重点**

次世代育成基金を活用して、自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業への参加を支援します。また、基金趣旨の一層の周知と応援寄附募集の取組を推進するとともに、基金活用事業の拡充を図ります。

#### 学童クラブの整備 **重点**

小学校の余裕教室等を活用して、学童クラブを整備し、行き帰りの安全の確保を図り、より安全・安心な学童クラブとして充実させるとともに、校庭や体育館なども活用した学童クラブ運営による育成環境の充実も図ります。

#### 放課後等居場所事業の実施

学童クラブの校内移設など環境の整った小学校を対象に、放課後等居場所事業を段階的に小学校内で実施し、地域団体との協働による運営も視野に、学童クラブ利用児童との交流機会を確保するなど、小学生の健全育成を図ります。

**施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進**

**現状と課題**

区立小・中学校に通う子どもたちの学力については、学力は国や都の平均を上回るものの、各学年において、3割から4割の児童・生徒に学び残し、つまずきがみられます。また、体力については、都の平均を上回るものの、2割から3割の児童・生徒に課題が見られます。

異なる言語や文化を受容する社会性について、2割程度の児童・生徒に課題がみられます。「地域・社会・自然と共に生きる持続可能な社会」を目指し、自分の生き方を考えられるようにする必要があります。人生の基盤となる資質・能力は、乳幼児期の遊びの中での学び、豊かな経験や生活を通して育まれることから、就学前教育の充実を図るとともに、小学校との連携による「学びの連続性」を重視した教育を推進することが求められています。

**計画最終年度(33年度)の目標**

子どもたちが、自らの道を拓くために、自分の持ち味を見つけ、自ら考え、判断し、行動するための学力と、変化の激しい時代の中でたくましく生きる心と体の力を身につけています。

子どもたちが自我の形成とともに多様な価値観をもつ他者を認め、豊かな関係を結び、かかわりを大切にしようとする態度を身につけてきています。

成長・発達の段階の違いを十分に考慮した一貫した保育・教育計画の下、就学前教育から小学校教育、中学校教育を通じて、一人ひとりの学びが確実につながっています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名                                 | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式     |
|-------------------------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|---------------|
| 杉並区立中学校3年生の学習習熟度                    | 60.8%<br>(25年度) | → | 70%           | → | 80%           | 区「学力調査」による    |
| 杉並区立中学校3年生の相互承認(自分と違う意見も大事にする態度)の割合 | 81.0%<br>(25年度) | → | 90%           | → | 95%           | 区「意識・実態調査」による |
| 杉並区立中学校3年生の体力度                      | 80.4%<br>(25年度) |   | 85%           |   | 90%           | 都「体力調査」による    |

**目標を実現するための主な取組**

**小中一貫教育の推進 重点**

・「杉並区小中一貫教育基本方針」に基づき、小学校と中学校が各々の役割を果たし、連携・協力することにより、各学校・地域の実情に応じた義務教育9年間の一貫性のある教育を推進します。

**就学前教育の充実 重点**

・子どもの発達段階に応じた成長のための支援を総合的に行い、保育園や幼稚園などの就学前教育施設と小学校の連携による「学びの連続性」を確立します。また、区内すべての就学前教育施設がより質の高い教育を行うために、就学前教育の一層の充実を図ります。

**学力・体力の向上**

・学び残しやつまずきを解消し、基礎的・基本的な知識を身につけ、自ら考え表現する能力を育みます。また、スポーツや運動に親しみ、体力の向上や健康増進を自ら図ることができる力を育成します。

## 施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

### 現状と課題

特別な支援を必要とする発達障害等の児童・生徒が増加しており、情緒障害通級指導学級では入級待機者が生じています。特別支援教育推進体制の整備を行いつつ、すべての学校における特別支援教育の推進と在籍校における支援体制の確立が必要となっています。  
いじめや不登校など、配慮を要する子どもへの対応がさらに求められています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

すべての学校において、特別な支援を必要とする子どもたちにきめ細やかで適切な教育や支援が行われ、子どもたちが持てる能力を伸ばしながら、健やかに学校生活を送っています。  
いじめや不登校の子どもが減少し、子どもたちが明るく元気に学校に通っています。  
少人数の学級運営ときめ細かな学習支援により、子どもたちにこれからの時代を生きるための力が着実に身に付いています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                 | 現状値                          |   | 目標値<br>(29年度)    |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式              |
|---------------------|------------------------------|---|------------------|---|---------------|------------------------|
| 情緒障害学級の入級待機児童数(小学校) | 71人<br>(25年度)                | → | 0人               | → | 0人            | 年度末時点の入級待機児童数          |
| 不登校児童・生徒の出現率        | 小 0.48%<br>中 3.03%<br>(25年度) | → | 小 0.2%<br>中 1.3% | → | 小 0%<br>中 0%  | 児童・生徒数に占める長期欠席児童・生徒の割合 |

### 目標を実現するための主な取組

#### 特別支援教育の充実 **重点**

・障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すため、個別の教育的ニーズに応じた教育の場を整備します。また、個別指導を行う特別支援教室を小学校に設置します。

#### 教育相談体制の整備

・子どもの情緒や発達の悩み、不登校など、教育に関する様々な課題について相談を行うとともに、各校に派遣しているスクールカウンセラーや学校との連携により、子どもと保護者を支援します。

#### いじめ・不登校対策の推進 **重点**

・不登校となっている子どもたち一人ひとりの状況に応じてきめ細かな支援ができるよう、学びの場を整えていきます。また、いじめに関する電話相談や、インターネットによるトラブルや被害から子どもたちを守る取組を進めます。

## 施策27 学校教育環境の整備・充実

### 現状と課題

耐震改築や耐震補強工事により、区立小中学校の校舎等の耐震化は完了しました。今後は、築50年を経過する学校が急増することから、「杉並区立小中学校老朽改築計画」に基づき改築工事を進めます。計画的に区立小中学校の大規模修繕を実施するとともに、環境に配慮した改修や全小中学校の普通教室へのエアコンの導入により、子どもたちの学習環境は大きく改善しています。

学校図書館の整備と活用に向けて、すべての小中学校へ学校司書を配置しました。今後は、教員と学校司書の連携による学校図書館の活用をさらに推進していく必要があります。

小中学校の全普通教室への電子黒板機能付プロジェクターの整備が完了しました。今後は児童・生徒一人ひとりが使用できる情報端末の整備を推進していく必要があります。

### 計画最終年度(33年度)の目標

安全で良好な学習環境が整備された学校施設で、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。

学校の図書環境が充実し、子どもたちが本と触れ合う機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。

電子黒板と情報端末により、動画やカラー画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用ができる環境が整備されています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名                        | 現状値                         |   | 目標値<br>(29年度)  |   | 目標値<br>(33年度)  | 指標の説明・計算式               |
|----------------------------|-----------------------------|---|----------------|---|----------------|-------------------------|
| 小中学校の老朽改築校数                | (25年度)                      |   | 6校             |   | 14校            | 杉並区立小中学校老朽改築計画により着手した校数 |
| 児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数       | 9.0人<br>(25年度)              | ➡ | 2.4人           | ➡ | 1.3人           |                         |
| 学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり) | 小 35.0冊<br>中 7.3冊<br>(25年度) |   | 小 36冊<br>中 12冊 |   | 小 40冊<br>中 15冊 | 学校図書館の年間貸出冊数÷児童・生徒数     |

### 目標を実現するための主な取組

#### 区立小中学校の改築 **重点**

・小中学校の老朽改築工事を進めるとともに、小中一貫教育校や適正配置に伴う改築に取り組みます。

#### 学校図書館の充実

・教員と学校司書との連携による学校図書館を活用した教育活動の実践的な研究を指定校で行い、その成果を各学校での実践につなげていきます。

#### 学校ICTの推進 **重点**

・動画や立体画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用を促進し、教材準備の効率化と子どもたちの理解の向上に役立てます。また、将来的には1人に1台の専用機配付を目指すとともに、セキュリティが確保されたネットワークを整備し、21世紀の教育にふさわしい学習環境を整えていきます。

## 施策28 地域と共にある学校づくり

### 現状と課題

地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充などにより、保護者や地域住民の学校運営への参画は着実に進み、学校支援本部を中心とした地域の力を活用した学校づくりが進んでいます。

少子化の進行等により、学校ごとの児童・生徒数が偏在しており、学校によっては望ましい学習環境が維持できなくなっています。

地域教育推進協議会2所の事業実施等を通じて、家庭・地域・学校の連携と協働を進めています。また、教育や福祉等の子どもに関する問題をきっかけとした地域づくりへの意欲を区内に広げていくため、取組成果について他地域への発信を始めています。

### 計画最終年度(33年度)の目標

地域の中にある学校に、さらに多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。

地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。

学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。

### 施策指標の現状と目標

| 指標名          | 現状値           |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|--------------|---------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 地域運営学校の指定校数  | 23校<br>(25年度) | → | 39校           | → | 小中学校<br>全校    |           |
| 地域教育推進協議会設置数 | 2所<br>(25年度)  | → | 2所            | → | 4所            |           |

### 目標を実現するための主な取組

#### 新しい学校づくりの推進 **重点**

・将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、子どもたちに望ましい教育環境を提供していく新しい学校づくりを、地域と共に進めます。

#### 地域に開かれた学校づくりの推進

・保護者や地域住民等が学校運営協議会を通じて学校運営に参画する「地域運営学校」を設置し、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めます。

#### 地域教育推進協議会の支援

・子育てや教育に関する課題解決に向けた地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、これまでの成果を他地域に発信し、地域の多様な主体が連携・協力して地域の教育力を高めていけるよう支援していきます。

**施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり**

**現状と課題**

区民の健康意識の向上や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などにより、スポーツ・運動に対する区民の関心が高まっており、その環境整備が求められています。

区民の科学的な学習意欲に応じ、生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した、次世代型の事業展開が求められています。

区の図書館の蔵書数は23区で最多です。この豊富な資源を活用し、区民の学びの場としての読書環境を充実することが求められています。

**計画最終年度(33年度)の目標**

すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、健康な生活を営んでいます。そして、スポーツ・運動を通して人と人とがつながり、地域社会における信頼関係が育まれています。

区民一人ひとりが身近な地域の課題に関心を持ち、世代や価値観の違う他者を認め、学び合い・交流しながら課題解決に取り組む区民の主体的な地域活動が活発に行われています。

社会の中で培ってきた区民の様々な経験や知識が発揮され、地域の子どもから高齢者まで、区民同士の学び合いと交流が盛んな地域社会となっています。

**施策指標の現状と目標**

| 指標名              | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 41.1%<br>(25年度) |   | 45%           |   | 50%           | 区民意向調査による |
| 社会参加活動者の割合       | 59.6%<br>(25年度) | → | 60%           | → | 70%           | 区民意向調査による |
| 図書館利用者数          | 277万人<br>(25年度) |   | 303万人         |   | 330万人         |           |

**目標を実現するための主な取組**

**スポーツを推進する環境づくり**

・スポーツ・運動が、より身近になることで健康維持に役立ち、さらに地域のつながり・交流に結び付くように働きかけます。また、地域のスポーツ団体などのネットワークづくりや指導者の養成のほか、区民の自主的、主体的な活動を支援します。

**体育施設の整備 重点**

・区民のスポーツ意欲に応えた、誰もが利用しやすい施設となるようスポーツ施設を整備します。

**図書館サービスの情報化の推進**

・時代の変化を踏まえて、電子情報サービスへの対応を図るなど、図書館サービスを充実します。



## 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

### 施策30 文化・芸術の振興

#### 現状と課題

区民の多様な文化・芸術活動の支援や区にゆかりのある文化人・芸術家や貴重な文化資源などを活用・発信し、まちの魅力を高めていく取組が求められています。

文化・芸術関連団体との協働をさらに進め、地域の中で活発に文化・芸術振興が図れるようにすることが必要です。

地域のにぎわいや経済効果など様々な波及効果を上げている、杉並芸術会館(座・高円寺)の地域活性化事例を他地域のまちの魅力づくりに活かしていくことが求められています。

#### 計画最終年度(33年度)の目標

文化・芸術がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。

区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。

各地域の公共施設等と地域の連携・協働の取組が進み、地域のにぎわいや経済活性化などの波及効果をもたらしています。

#### 施策指標の現状と目標

| 指標名                                | 現状値            |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|------------------------------------|----------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均)( )     | 2.5回<br>(25年度) | → | 3回            | → | 5回            | 区民意向調査による |
| 区民1人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数【区内】(月平均)( ) | 0.9回<br>(25年度) | → | 1.5回          | → | 3回            | 区民意向調査による |

区民が、文化・芸術に関する活動や文化・芸術作品の鑑賞等を行った回数(1人当たり月平均)。(区内)と表示された指標は、区内において文化・芸術活動や鑑賞等を行った回数(再掲)。

#### 目標を実現するための主な取組

##### 文化・芸術活動の支援 **重点**

・区の文化・芸術の振興に関し必要な事項を調査審議するため、「文化・芸術振興審議会」を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体が行う多様な文化活動や創造的な芸術活動を支援します。

##### 文化・芸術に親しむ機会の充実

・区内の文化・芸術活動に関する情報の収集・発信を効果的に行うとともに、日本の古典について気軽に参加・体験し、触れあうことができる事業を実施します。また、関係団体等と連携・協働して、地域の伝統芸能

に親しむ機会の充実を図ります。

#### **文化・芸術を活かしたまちの魅力づくり**

- ・区民等の創作作品の展示・発表の場や文化・芸術の鑑賞機会の充実を図るため、地域の様々な資源(施設、イベント、地域活動等)とも連動し、文化・芸術が持つ創造性を活かしたまちづくりを推進します。
- ・杉並芸術会館(座・高円寺)の高円寺地域における地域活性化事例を参考に、他地域での公共施設等と地域活動(まつり等)との連携・協働によるまちの魅力づくりを進めます。

### 施策31 交流と平和、男女共同参画の推進

#### 現状と課題

国内交流については、行政間の交流のほか、区内での物産展の開催などを通して交流のPRを行ってまいりましたが、今後は、民間レベルの交流を更に区民全体へ拡げていく必要があります。

日本語習得、近隣住民とのコミュニケーションなどに課題がある在住外国人が、地域社会の中でより安心して生活するための環境づくりが求められています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、増加する外国人旅行者への対応や、杉並の良さを活かした更なる交流の推進が求められます。

区民の平和で豊かな心を育むため、平和事業を推進する必要があります。

男女共同参画社会実現のためには、区民一人ひとりの意識を高めることが必要です。男性も女性も社会の対等な構成員として理解し支え合って地域社会の課題に取り組んでいく必要があります。

#### 計画最終年度(33年度)の目標

区と交流都市との間でより多くの文化的・経済的交流が図られ、交流関係が広く民間レベルまで浸透し、相互理解のもと、有益な価値を生み出す活発な国内交流が行われています。

地域で暮らす外国人が安心して生活でき、また、地域の一員として区民とともに活動できる多文化共生社会が実現するとともに、国際友好都市等との交流を通じて国際理解と友好の輪が広がっています。

平和を希求する区民の意識が高まり、平和を愛する豊かな心が育まれてきています。

男女が対等な立場で互いに認め助け合い、それぞれの能力を発揮できる活力ある社会の実現に向けた環境が整ってきています。

#### 施策指標の現状と目標

| 指標名                  | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|----------------------|------------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 国内交流事業参加者数           | 3,693人<br>(25年度) | → | 3,800人        | → | 4,000人        |           |
| 平和のつどいへの参加者数         | 672人<br>(25年度)   | → | 700人          | → | 750人          |           |
| 審議会における女性委員の<br>登用割合 | 34.3%<br>(25年度)  |   | 39%           |   | 40%           |           |

## 目標を実現するための主な取組

### 国内交流の推進 **重点**

・観光物産展の開催により交流自治体のPRや特産品を紹介するほか、すべての交流都市の関係者を一堂に集めた「交流自治体フォーラム」を実施し、交流都市との更なる関係発展を目指します。

### 国際交流の推進

・外国人旅行者や区内在住外国人を支援するボランティアの育成や、案内地図サインの多言語表示などの取組を進めます。また、国際友好都市との交流を通じて、国際理解を更に深めるとともに友好の輪を広げます。

### 平和事業の推進

・「平和都市宣言」の趣旨を普及し、区民に平和を希求する意識を啓発するための事業を推進します。

### 男女共同参画の推進

・男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発などの施策を推進します。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の充実を図り、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援等に努めます。

### 施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

#### 現状と課題

町会・自治会への加入率は年々減少し、役員の高齢化や後継者不足が顕著になってきており、町会・自治会活動を支援し、その活動を活性化させていくことが課題となっています。

時代の変化に伴い多様化する地域課題を解決するためには、町会・自治会やNPO法人、事業者等、地域の様々な活動団体が協働する関係づくりを進める必要があります。

NPO法人をはじめ地域活動団体が地域課題を解決していくには、それぞれの団体が単独で行動するのではなく、目的を同じくする団体同士が協働して活動していくことが重要となります。このため、協働提案制度の更なる充実、地域人材育成における「協働の担い手づくり」の積極的な展開など、協働の基盤づくりを進めていく必要があります。

#### 計画最終年度(33年度)の目標

地域住民や町会・自治会をはじめとする地域活動団体間の協働により、地域の課題は区民が自ら考え解決していく「自治型コミュニティ」の形成が進んでいます。

協働提案制度による地域課題、地域人材の掘り起こしや地域活動団体からの斬新なアイデアの提供など、区と地域活動団体間、地域活動団体相互間のネットワークが形成され、地域課題を解決するための「協働の輪」が広がっています。また、NPOの活動に対する区民の理解も深まり、NPO支援基金への寄附が増加するなど、活動しやすい環境が整ってきています。

地域社会に貢献する人材や、協働の担い手となる人材が育ってきています。

#### 施策指標の現状と目標

| 指標名                   | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式             |
|-----------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------|
| 町会・自治会加入率             | 50.5%<br>(25年度) |   | 54%           |   | 60%           | 加入世帯数÷住民登録世帯数         |
| 地域集会施設利用率             | 61.0%<br>(25年度) | → | 68%           | → | 70%           | 利用回数÷利用可能回数           |
| すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 | 82.3%<br>(25年度) |   | 84%           |   | 88%           | 講座修了者のうち地域活動参加者÷講座修了者 |

#### 目標を実現するための主な取組

##### 地域住民活動の支援

・地域住民の自主的組織である町会・自治会の活動支援や地域情報の発信のための支援を通して、ふれあいと交流の創出や多様な地域団体のネットワーク化を推進し、「自治型コミュニティ」の形成を図ります。

##### NPO等の活動支援 **重点**

・協働提案制度においては、行政からの課題提起に加えて、地域からも課題や提案を募集する新たな制度を実施することにより、区と地域活動団体間での課題共有に基づく協働の推進など、協働の基盤づくりを進めていきます。併せて、NPO活動の積極的なPRに努めることにより、活動に対する区民の理解を促進し、

NPO支援基金への寄附の協力を求めています。さらに、区で発行する地域活動情報紙などを活用し、NPO法人に限らず、地域で活躍する区民や団体を積極的に紹介していきます。

#### **地域人材の育成**

- ・区民の社会参加意欲に応えるとともに、地域社会に貢献する人材や協働の担い手となる人材を育てるため「すぎなみ地域大学」を運営します。また、引き続き修了生の地域活動への参加を促進するための支援策を充実させていきます。

# 基本構想を実現するために

## 協働推進基本方針

---

### 1 協働推進基本方針

基本構想の実現のためには、区と区民とが地域の活動やそれを担う人材を育み、地域の力を高め、支えあい、共につくる地域社会を築いていく必要があります。

基本構想では、その実現のために、「参加と協働による地域社会づくり」を掲げています。

そこで、基本構想の実現に向けて以下の3つの基本的な方針を定め、それに基づく取組を進めていきます。

#### 方針1 区民参加の促進

～区民参加による地域社会づくり～

区の計画策定等の検討にあたり、幅広い年代の区民が参加できる機会をつくり、区民の意見を区政運営に活かしていくとともに、区と区民とが身近な地域の課題を共有し、協力・連携して解決することができる地域社会づくりを目指します。

#### 方針2 地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援

～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決～

区民や地域団体、NPO等が相互に連携・協力して地域の様々な課題に取り組むことができるようにするため、地域社会づくりを担う人材の育成や活動環境の充実に向けた支援を行い、地域で活動する多様な主体の協働により、地域課題の解決と質の高い公共サービスの提供を目指します。

#### 方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

参加と協働の地域社会づくりを推進するため、区の情報発信機能を見直すなど、必要な時に必要な情報が届くよう積極的に環境整備を進め、区と区民とのコミュニケーションの充実を図ります。

**方針1 区民参加の促進 ~ 区民参加による地域社会づくり ~**

**現状と課題**

区の実施する様々な分野の事業に、ボランティアとして意欲的に関わる区民が増えています。今後も区と区民や地域団体とが相互の持つ強みを活かしながら連携・協力し、地域課題を解決していくことが必要です。

区では、パブリックコメント(意見公募)の実施や各種審議会等への区民参加、区民意向調査や区政モニター制度などの実施を通して、区民意見を区政に反映しています。

平成25年12月には、杉並区区立施設再編整備計画(第一期)の策定と使用料等の見直しを行うにあたり、無作為抽出による区民参加で実施する「区民意見交換会」を行い、多くの貴重な提案をいただきました。

区民参加による地域社会の実現には、幅広い年代の区民が活発に意見交換できる機会を設けることなどに取り組み、区民の意見を活かした区政運営を進めることが必要です。

**方針に基づく指標の現状と目標**

| 指標名                 | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式               |
|---------------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-------------------------|
| 現在ボランティア活動している区民の割合 | 9.6%<br>(25年度)  | → | 12%           | → | 20%           | 区民意向調査による               |
| 審議会等への区民の参加割合       | 40.5%<br>(25年度) | → | 45%           | → | 50%           | 審議会等委員に占める区民の割合(公募区民含む) |

**主な取組**

**ボランティアとの連携・協力による地域課題の解決**

・区と区民や地域団体がそれぞれの強みやノウハウを活かしながら連携・協力し、防災活動、子育て支援や高齢者の見守り、公園等の整備の手助けなどの活動に関わることで、地域が抱える様々な課題の解決を図ります。

**区民参加の機会の拡大**

・区の計画策定や事業実施の検討などの場面において、より多くの区民が参加できる機会をつくり、区民の区政への参加の充実を図ります。

・また、このような機会を通じて得た区民の意見を、区政運営に活かしていきます。



## 方針2 地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援

～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決～

### 現状と課題

地域には、豊富な知識と経験を持つ人材が多数います。また、地域の中では、様々な団体や事業者といった多様な主体が活動しています。

基本構想が目指す「支えあいの地域社会の基盤づくり」のためには、区民や地域団体、NPO等が主体的に地域の様々な課題について、相互に連携・協力して活動できる環境を整備する必要があります。

区では、地域で活躍する人材の育成と、区民や地域団体、NPO等の活動支援を行っていますが、多様な地域課題を解決するためには、今後もさらなる支援の充実が必要です。

また、人と人、地域活動団体同士を結び付けるコーディネーターの役割の充実も重要になっています。

### 方針に基づく指標の現状と目標

| 指標名                   | 現状値              |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式             |
|-----------------------|------------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------|
| すぎなみ地域大学受講生           | 9,288人<br>(25年度) | → | 12,000人       | → | 16,000人       | すぎなみ地域大学受講生の累計数       |
| すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率 | 82.3%<br>(25年度)  | → | 84%           | → | 88%           | 講座終了者のうち地域活動参加者÷講座修了者 |

### 主な取組

#### 地域人材の育成

- ・「すぎなみ地域大学」や社会教育センターの事業などで実施している「地域で活躍する人材」の育成機能の充実を図るとともに、地域大学等で学んだ成果を地域社会の中で活かせるよう、修了生と地域活動団体とを結び付ける機能を強化します。

#### 地域活動環境の充実に向けた支援

- ・区民や地域の団体、NPO等の活動実態の把握に努めるとともに、活動を支援する体制の充実を図り、区民の地域社会への参加を促進します。
- ・すぎなみNPO支援センター（平成27年度から「すぎなみ協働プラザ」へ名称変更の予定）や杉並ボランティアセンターなど、地域団体や区民などの地域活動を支援する組織（中間支援組織）間の連携を強化することで、地域団体等への支援の幅を広げていきます。

#### 地域の公共的な課題解決に向けた協働の推進

- ・協働による地域課題の解決手法のひとつである、協働提案制度の充実を図ります。協働提案制度は、平成26年度より、区からの課題提起に基づく提案に加え、地域の課題を踏まえた地域活動団体からの提案も受け付ける枠も設けて本格実施しました。今後、この制度を適切に運用、発展させ、地域の中により多くの協働の関係を創り出し、地域課題の解決と質の高い公共サービスの提供に努めます。

### 方針3 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実～

#### 現状と課題

参加と協働による地域社会づくりを推進していくためには、区と区民とのコミュニケーションの充実が欠かせません。そのためには、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりと区の情報発信の充実が必要です。

区では、広報やホームページなどを活用して区政や地域の情報の発信を行っています。情報伝達の手法として、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどの活用は、区と区民との情報共有や参加のための手段として、また、人々の交流・つながりを盛んにしていく観点からも、今後の重要な課題です。

一方、このようなICT(情報通信技術)を利用できないなど、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供を行うことも重要です。

#### 方針に基づく指標の現状と目標

| 指標名           | 現状値             |   | 目標値<br>(29年度) |   | 目標値<br>(33年度) | 指標の説明・計算式 |
|---------------|-----------------|---|---------------|---|---------------|-----------|
| 広報紙のわかりやすさ    | 69.7%<br>(25年度) |   | 85%           |   | 100%          | 区民意向調査による |
| ホームページのわかりやすさ | 44.4%<br>(25年度) | → | 70%           | → | 80%以上         | 区民意向調査による |
| 区の情報の到達度      | 42.7%<br>(25年度) |   | 70%           |   | 80%以上         | 区民意向調査による |

#### 主な取組

##### 情報発信の充実

・生活様式の多様化やICT(情報通信技術)の進展に対応した新たな情報発信の取組、様々な理由で情報へのアクセスが困難な区民に配慮した適切な情報提供など、必要な時に必要な情報が届く仕組みづくりと区の情報発信の充実に努めます。

## 2 行財政改革基本方針

常に事務事業を見直し、効率的な執行に努め、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは、行政の責務です。

日本経済はデフレ脱却・景気的好循環に向け明るさを取り戻しつつあるものの、消費増税や地方法人課税の見直しによる地方財政への影響、さらには、中国や新興国経済の動向など、先行き不透明な要因も多く、区財政は今後も予断を許さない状況が続くことが予想されます。

一方、少子高齢化の一層の進展など、時代とともに変化、多様化する区民ニーズに迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

また、この間の地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の責任と役割が増大しています。こうしたことを踏まえ、基本構想の実現に向けて、以下のとおり分権型時代における行財政改革の基本的な方針を定め、それに基づく行財政改革計画を進めていきます。

### 方針 1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

区民の安全・安心を確保するための防災・減災対策の充実や福祉施策の充実、快適でにぎわいのあるまちづくりなど、10年間で取り組むべき施策を推進しながらも財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めます。

### 方針 2 効率的な行政運営

行政評価の充実を図り、事業の運営や執行方法の見直し・改善を行うとともに、業務委託や指定管理者制度により民間事業者等の多様な主体を活用したサービス提供を進めるなど、創造的で効率的な自治体経営を実現する行財政改革を推進します。

### 方針 3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直しを進めるほか、職員の育成に努めます。また、窓口等の専門定型業務を委託するなど、民間活力を有効に活用し、より簡素で効率的な組織体制と職員定数の適正化を図ります。

### 方針 4 区立施設の再編・整備

区立施設再編整備計画に基づき、7地域を基準として施設の複合化・多機能化等により効率化を図るとともに、再編によって生み出された施設・用地を有効に活用し、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。また、国や東京都、他自治体等と連携・協力して公有地や資産の有効活用に努めます。

### 方針 5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

災害時における自治体間連携の仕組みであるスクラム支援や、南伊豆町における特別養老老人ホームの整備に向けたこれまでの取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携を積極的に進めます。

## 方針1 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

### 現状と課題

区は、区民の安全・安心を確保するため、首都直下地震等の大災害に備えた建築物の耐震化・不燃化をはじめとした防災・減災対策に全力で取り組まなければなりません。また、少子化・高齢化に対応した福祉施策の充実や次世代の育成支援、さらには、快適でにぎわいのあるまちづくりなどに、取り組んでいくことが必要となっています。

日本経済は、デフレからの脱却・景気の好循環に向け明るさを取り戻しつつあります。しかし、消費税率の引き上げや、地方法人課税の見直しによる地方財政への影響、さらには、中国や新興国経済の動向など、先行き不透明な要因も多くあり、区財政は今後も予断を許さない厳しい状況が続くことが予想されます。

こうした厳しい財政状況の中で、基本構想の実現に向けた必要な取組を着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応していくためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めることが求められます。

### 主な取組

#### 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

基本構想の実現に向けて、総合計画・実行計画を着実に進めていくためには、財政の健全性を保ちつつ、持続可能な財政運営を確保することが重要です。

こうしたことから、財政運営の基本となる「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を堅持し、取り組んでいきます。

#### 【財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール】

- (1) 経常収支比率について80%以内を目指します。
- (2) 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- (3) 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- (4) 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを持続的に提供していきます。
- (5) 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

## 方針2 効率的な行政運営

### 現状と課題

社会・経済情勢の変化による区財政への影響に的確に対応し、基本構想の実現に向けた施策を推進するためには、絶えず事業を検証し、施策の再構築や事務事業の改善を図るとともに、新たな視点でこれからの行財政運営を進めることが求められています。

区は、行政評価を実施して事務事業の検証を行っていますが、事業の運営や執行方法を見直して効率的な行政運営を進めるためには、制度の実効性を高める取組が必要です。

また、多様化する区民ニーズに対応するとともに、業務の効率化とサービスの質の向上を図る観点から事業の見直しを進め、窓口業務の委託等、民間に委ねることが妥当なものは民間に委ねるなど、民間の経営手法を積極的に活用し、効率的な行政運営を進めることも必要です。

### 主な取組

#### 行政評価制度の充実

・事務事業の評価・検証を適切に実施し、総合計画・実行計画の進捗状況・達成度を把握するとともに、事業の見直しを進めるため、行政評価制度の充実を図ります。

#### 事業の運営や執行方法の見直し

・行政評価を活用するなど、事業の運営状況や執行方法の検証を行い、より効率的な執行方法への見直しを進めます。

#### 情報システムの見直し

・新たな情報技術を活用した情報発信を行うなど、区の情報をより便利でわかりやすく区民に伝えるとともに、区の情報システムについて見直しを行い、効率的・効果的な管理運営を図ります。

#### 多様な主体によるサービスの提供

・業務の効率化とサービスの質の向上という観点から、民間に委ねることが妥当なものは業務委託や指定管理者制度の導入など、民間事業者等を活用したサービスの提供を進めます。また、委託等の事業については、モニタリングの充実を通じて労働環境の整備にも配慮しつつ、サービスの向上を図ります。

### 方針3 効率的な組織体制の構築と人材の育成

#### 現状と課題

区は、職員の意識改革と区民サービスの向上を図るため、「人材育成計画」を策定し職員の育成を図るとともに、「五つ星の区役所づくり」を推進し、区民サービスの向上に取り組んできました。

今後とも、事業の見直しを行い、事務事業を効果的に推進するため、組織体制についても常に見直しを行い、適切な定数管理に努める必要があります。

公務員制度改革に対応し、職務・職責を反映させた人事給与制度への見直しを図り、自治と分権の時代を担う職員の育成に取り組む必要があります。

#### 主な取組

##### 人事・給与制度の見直しと職員の育成

・公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直しを進めるほか、研修などによる職員の育成に努め、区民サービスの向上を目指します。

##### 効率的で活力ある組織運営

・事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、組織体制について不断に見直しを行い、組織横断的な取組に努めるとともに、職員の能力を発揮できる組織運営を行います。

##### 職員定数の適正化

・組織体制の見直しを進めることで、適材適所の人事配置を行い、職員定数の適正化を図ります。

## 方針4 区立施設の再編・整備

### 現状と課題

東日本大震災では、多くの公共施設も倒壊等の被害を受け、避難所としての機能だけでなく、自治体の基礎的なサービスの提供が困難となりました。区は、首都直下地震等に備え、災害発生時においても必要なサービスを持続的に提供できるよう区立施設の老朽化や耐震化の課題に迅速・的確に対応し、災害に強い安全・安心な施設を整備しなければなりません。

区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要に的確に応えるため、区立施設再編整備計画を策定しました。将来にわたって必要なサービスを継続的に提供していくため、区立施設再編整備計画を着実に進めていく必要があります。

特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置には、一定規模の用地を確保することが必要であり、区有地だけではなく国や東京都との連携による国公有地の活用が求められます。また、広域的な施設については、他自治体との協力によるより効果的な運用を図ること等が求められています。

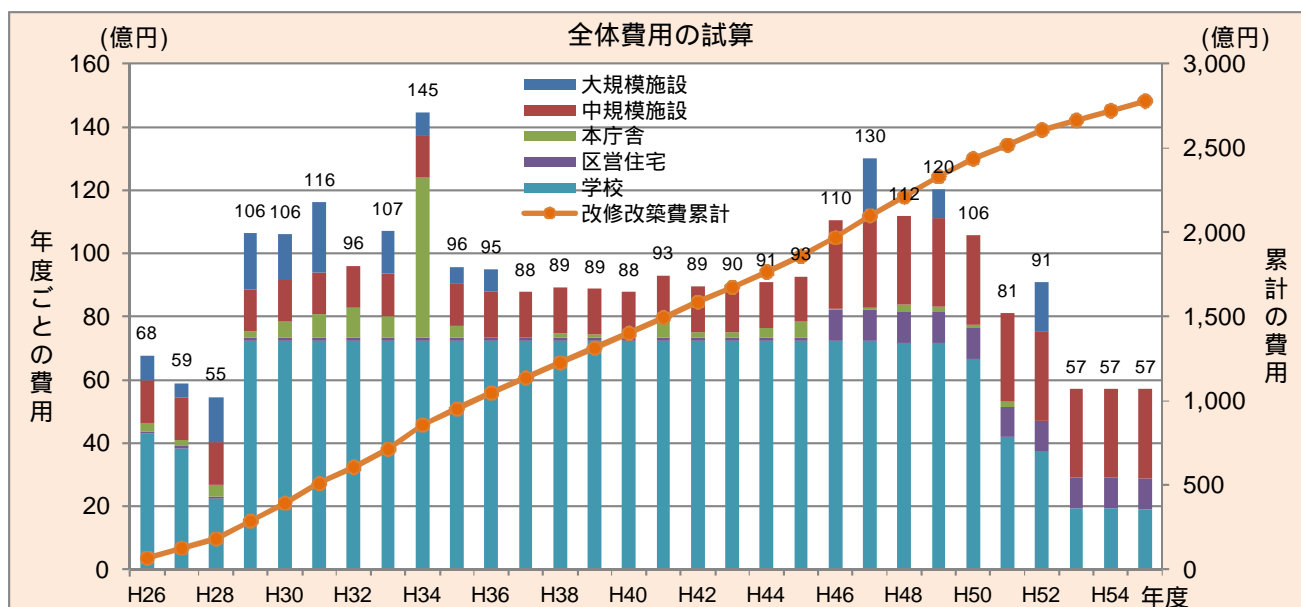
### 主な取組

#### 区立施設再編整備計画の推進

- ・7地域を施設整備の基準として施設の複合化・多機能化により効率化を図るとともに、再編整備によって生み出された施設・用地を有効に活用し、誰もが利用しやすい施設づくりを推進します。

#### 東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進

- ・区、東京都、国で構成する「まちづくり連絡会議」など、国や東京都との連携・協力を通じて、土地・建物などの資産の有効活用を図ります。



## 方針5 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

### 現状と課題

この間の地方分権改革の進展に伴って、区民に最も身近な基礎的自治体としての区の責任と役割は増大してきています。しかし、今日においても、国から地方への税財源移譲の問題や、都区の事務配分のあり方などが課題になっている都区制度改革も道半ばの状態にあります。

一方、区民の生活は区内だけで完結している訳ではありません。暮らしやすい地域社会をつくるためには、これからは、隣接自治体との連携・協力により、区民サービスの向上を図っていく必要があります。

東日本大震災では、被災した南相馬市への支援にあたり、災害時相互援助協定を締結している自治体間でスクラム支援会議を立ち上げ、水平的支援に取り組んできました。

また、現在、区は、静岡県南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの設置について、国、県、南伊豆町と協議しながら進めています。この取組は、区にとってのメリットだけではなく、地元地域の活性化などお互いの行政課題を解決し、南伊豆町にもメリットのある取組です。

今後は、このような災害時における自治体間連携の仕組みや、南伊豆町での取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討し、推進します。

### 主な取組

#### 自治・分権の推進

・区の自主的・自立的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革の取組と、都区制度改革の推進に取り組みます。

#### 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上

・他自治体との連携・協力を進め、区民サービスの向上と暮らしやすい地域社会の実現を目指します。また、国内交流都市と文化・スポーツ、農産物等の物流などを通じて交流を行い、相互の経済活性化等に取り組めます。

#### 基礎自治間の新たな広域連携の推進

・自治体スクラム支援や南伊豆町における特別養護老人ホームの整備に向けたこれまでの取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討し、推進します。

#### 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進

・「杉並区教育委員会と区内都立学校との連携協働に関する包括協定」に基づき、連携協働事業推進連絡会を開催し、各校の教育活動や区立学校と都立学校とが連携、協働して行っている教育活動について情報交換するなど、相互の教育活動の充実に向けて検討を進めます。



### 3 区民と共に実現する基本構想

基本構想は、杉並区の将来像を示すものであり、区と区民が共有し、力を合わせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。

この基本構想の実現に向けて、次のとおり、区民と共にその達成度を確認しながら取り組みます。

#### 主な取り組み

##### 基本構想実現のための区民参加の仕組みづくり

- ・ 「基本構想実現のための区民懇談会」や、無作為抽出による区民意見交換会などを活用し、基本構想や総合計画の達成度・進捗状況を確認しながら、区民と共に基本構想の実現に取り組みます。

##### 総合計画の進捗状況の公表

- ・ 総合計画の進捗状況について、毎年度、広報を通じて公表し、区民に周知します。